

岩内町指定地域密着型サービス事業者等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、地域密着型サービス、居宅介護支援、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援又は第1号事業を担当する者（以下「サービス事業者」という。）に対して行う介護給付、予防給付及び第1号事業（以下「介護給付等」という。）に係る地域密着型サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、必要な事項を定め、事業所の質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

(指導形態)

第2条 指導の形態の区分は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 集団指導 サービス事業者に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方式で行う。
- (2) 実地指導 次の形態により、指導の対象となるサービス事業者の事業所において行う。
 - ア 町が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）
 - イ 厚生労働省、北海道等と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

(対象事業者の選定)

第3条 町長は、指導対象となるサービス事業者の選定について、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 集団指導 原則全てのサービス事業者
- (2) 実地指導 次の各号に掲げるサービス事業者
 - ア 一般指導は、毎年度、国の示す指導重点事項又は、特に一般指導を要すると認められるサービス事業者
 - イ 合同指導は、一般指導の対象としたサービス事業者の中から選定
 - ウ その他町長が特に必要と認めるサービス事業者

(指導方法等)

第4条 指導方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 集団指導
 - ア 指導通知 指導対象となるサービス事業者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者に通知する。

イ 指導方法 集団指導は、介護給付費等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。なお、集団指導に欠席したサービス事業者には、当日使用した資料を送付する等必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

ア 指導通知 指導対象となるサービス事業者を決定したときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を文書により当該サービス事業者へ通知する。ただし、指導対象となるサービス事業者において高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該サービス事業者の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、この限りでない。

- (ア) 実地指導の根拠規定及び目的
- (イ) 実地指導の日時及び場所
- (ウ) 指導担当者の所属、職名及び氏名
- (エ) サービス事業者の出席者
- (オ) 準備すべき書類等

イ 指導体制 2名以上の職員により行うものとする。ただし、町長が理由があると認めるときは、この限りではない。

ウ 指導方法 実地指導は、関係書類等を確認し、管理者及び関係職員との面談方式で行う。

(事前資料)

第5条 町長は、実地指導を行おうとするときは、当該サービス事業者に対し指導を行う日の7日前までに資料等を提出することを求めるものとする。

(監査への変更)

第6条 町長は、実地指導中に、当該サービス事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる場合は、実地指導を中止し、当該サービス事業者に対し岩内町指定地域密着型サービス事業者等監査実施要綱（令和2年岩内町訓令第2号）に基づく監査を行うものとする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認されるとき。
- (2) 介護給付等の請求の内容が不正若しくは著しく不当であるとき。
- (3) 関係書類の提出若しくは提示をせず、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(実地指導後の処理)

第7条 町長は、実地指導を行ったときは、その結果を当該サービス事業者へ地域密着型サービス事業者等実地指導結果通知書（様式第1号又は様式第2

号)により通知するものとする。

- 2 町長は、実地指導により改善を要する事項又は介護給付等について過誤による調整を要する事項があると認めた場合は、当該サービス事業者に対し前項の規定による通知をした日から起算して原則30日以内に改善状況(計画)報告書(様式第3号。以下「報告書」という。)の提出を求めるものとする。
- 3 町長は、前項の報告書について必要があると認めるときは、当該サービス事業者の事業所において、報告書の内容の確認を行うものとする。
- 4 町長は、期限までに報告書の提出がないとき又は提出された報告書に虚偽の内容が認められるときは、当該サービス事業者に対する監査を行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

岩 保 号
年 月 日

様

岩内町長

地域密着型サービス事業者等実地指導結果通知書

このことについて、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき実地指導を実施した結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 指導対象となった事業所
- 2 指導の日時及び場所
- 3 指導結果

様式第2号（第7条関係）

岩 保 号
年 月 日

様

岩内町長

地域密着型サービス事業者等実地指導の結果について

このことについて、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき実地指導を実施したところ、別紙のとおり是正又は改善を要する事項が認められたので、下記のとおり通知します。

については、速やかに所要の改善措置等を講ずるとともに、その結果について確認できる書類を添付のうえ、「改善状況（計画）報告書」により 年 月 日までに報告願います。

記

- 1 指導対象となった事業所
- 2 指導の日時及び場所
- 3 指導内容

様式第3号（第7条関係）

改善状況（計画）報告書

事業所名 _____

是正又は改善を要する事項	根拠法令等	改善結果等